

原発事故時においては自主的避難等対象区域（郡山市）に居住し、居住制限区域（浪江町）に居住する申立人夫と婚約中であつた申立人妻の平成23年11月の婚姻後の日常生活阻害慰謝料について、妊娠中の避難生活となつたこと、出産後は病弱な乳幼児ら3人の世話をしながらの避難生活となつたことに鑑み、平成23年11月から平成30年3月まで、子らが入院した4か月間は月額5万円、それ以外の期間は月額3万円の計239万円が増額して賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1（以下「申立人X1」という。）、申立人X2（以下「申立人X2」という。）、申立人X3（以下「申立人X3」という。）、申立人X4（以下「申立人X4」という。）、申立人X5（以下、「申立人X5」という。あわせて「申立人ら」という。）及び被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、下記1の損害項目（下記2の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

##### 1 損害項目

日常生活阻害慰謝料（申立人X2） 2,390,000円

##### 2 損害期間

自 平成23年11月1日 至 平成30年3月末日

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、金2,390,000円の支払義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1の1記載の損害項目（同2記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年1月17日

(仲介委員 仙波 厚)